

第14回 亶理町教育委員会定例会会議録

令和5年3月24日午後3時00分、亶理町教育委員会定例会は、亶理町教育委員会 教育長室に招集された。

1 出席委員

奥野光正 教育長、
富田栄子 教育長職務代行者、菊池芳晴 委員、金子高幸 委員、中山美知子 委員

2 欠席委員

なし

3 説明のため出席した職員の職氏名

南條守一 教育次長、太田貴史 教育総務課長、片岡正春 生涯学習課長

4 書記として出席した職員の職氏名

平塚和明 教育総務課教育総務班長

5 会議に付した事件

報告第1号 県費負担教職員（管理職以外）の任免に関する内申について

報告第2号 教育委員会事務局の職員及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く）の
任免について

議案第1号 亶理町立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について

議案第2号 亶理町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

議案第3号 亶理町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則について

議案第4号 亶理町教育委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則について

議案第5号 亶理町総合教育会議運営要綱の一部を改正する告示について

議案第6号 亶理町民体育館管理規則の一部を改正する規則について

議案第7号 亶理町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第8号 亶理町学校事務支援室の地区リーダー及び総括リーダーの任免について

議案第9号 亶理町社会教育委員の委嘱について

議案第10号 亶理町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第11号 亶理町スポーツ推進委員の委嘱について

追加議案第1号 亶理町教育委員会情報公開施行規則の一部を改正する規則について

6 前回委員会会議録の承認

奥野教育長

過半数の委員の出席をもって本委員会は成立、午後2時59分開会を宣し、直ちに会議を開く旨を告げた。

第12回亶理町教育委員会臨時会会議録及び第13回亶理町教育委員会定例会会議録については、事前に送付していたことから、同会議録の質疑及び異議の有無について各委員に諮ったところ、各委員質疑及び異議なく、第12回亶理町教育委員会臨時会会議録及び第13回亶理町教育委員会定例会会議録を承認した。

7 会議録署名委員の指名、議事日程

奥野教育長

規定により会議録署名委員を教育長から指名する旨を告げ、富田栄子 代行及び金子高幸 委員を指名した。

今回の議事日程について、配付のとおりなので、確認するよう告げた。

8 教育長報告

奥野教育長

下記の事項について、資料に基づき報告した。

1.事業報告について

2.校長会指示事項について

3. その他

奥野教育長

教育長報告について、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく教育長報告を承認した。

9 教育総務課長報告

太田教育総務課長

下記の事項について、資料に基づき報告した。

1.事業報告（2月25日～3月24日）について

2.事業予定（3月25日～4月28日）について

奥野教育長

教育総務課長報告について、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく教育長報告を承認した。

10 生涯学習課長報告

片岡生涯学習課長

下記の事項について、資料に基づき報告した。

1.事業報告（2月25日～3月23日）について

奥野教育長

生涯学習課長報告について、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく教育長報告を承認した。

11 専決処分報告

奥野教育長

報告第1号及び報告第2号については、人事に関することなので秘密会として審議してよいか諮ったところ、各委員意義なく秘密会とすることに決定した。

報告第1号及び報告第2号の審議が終了したので、秘密会を解く旨を告げた。

12 議 事

奥野教育長

議案第1号 亘理町立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について上程。

議案の朗読を含め教育総務課長に説明を指示。

太田教育総務課長

議案第1号亘理町立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について説明。

地方公務員の定年延長に伴い、地方公務員法の改正による引用する条文が変更となったため改正するもの。

奥野教育長

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第1号を原案のとおり決定した。

議案第2号 亘理町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について上程。

奥野教育長	議案の朗読を含め教育総務課長に説明を指示。
太田教育総務課長	議案第2号 亶理町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について説明。 第4条中の文言整理。「一に」を「いずれかに」に改めるもの。第1号の精神に異常があると認められる者について、これを理由として傍聴を禁止してはならないという文科省から通知があったことにより削除するもの。第2号から第4号については繰り上げとなる。
奥野教育長	質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第2号を原案のとおり決定した。 議案第3号 亶理町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について上程。
太田教育総務課長	議案の朗読を含め教育総務課長に説明を指示。 議案第3号 亶理町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について説明。 第5条第2項第1項中「第2条第5号」を「第2条第3号」に改めるもの。平成15年3月に一部改正をしたが、引用する条文の改正漏れがあったため修正するもの。
奥野教育長	質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第3号を原案のとおり決定した。 議案第4号 亶理町教育委員会個人情報保護に関する法律施行条例施行規則について上程。
太田教育総務課長	議案の朗読を含め教育総務課長に説明を指示。 亶理町教育委員会個人情報保護に関する法律施行条例施行規則について説明。 町長部局において亶理町教育委員会個人情報保護に関する法律施行条例が制定され、各行政委員会（教育委員会・農協委員会など）についても町長部局の例に規則を定めるもの。
奥野教育長	質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第4号を原案のとおり決定した。 議案第5号 亶理町総合教育会議運営要綱の一部を改正する告示について上程。 議案の朗読を含め教育総務課長に説明を指示。

太田教育総務課長

議案第5号 亶理町総合教育会議運営要綱の一部を改正する告示について説明。

総合教育会議の運営内容に変更があったことによる一部改正。

全体的に総合教育会議と表記されているものを会議に改めるもの。

第2条、協議事項等を明確にするもの。(1)教育の振興に関する大綱の策定に関すること(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置(3)児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置と明確化した。

第2条、開催時期について総合教育会議は原則として毎年4月及び10月を目途として開催としていたが、改正後は第4条に時期を定めず会議は町長が招集するに改めるもの。

奥野教育長

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第5号を原案のとおり決定した。

議案第6号 亶理町民体育館管理規則の一部を改正する規則について上程。

議案の朗読を含め生涯学習課長に説明を指示。

片岡生涯学習課長

議案第6号 亶理町民体育館管理規則の一部を改正する規則について説明。

屋外体育施設は、町内の方を優先的に申請できるよう平成29年度に改正したが、屋内体育施設については改正せず管理していた。最近では町外の利用者が多くなり、町内の方が利用できなくなっているため、屋外体育施設と同様に町内の方を優先的に申請・受付をできるようにするための規則改正となる。例として4月1日に5月分の予約が取れるが、4月1日から5日までは町内の方のみ申請を受付し、町外の方は4月6日以降に申請受付する形にしたものとなる。

奥野教育長

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第6号を原案のとおり決定した。

議案第7号 亶理町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則について上程。

議案の朗読を含め生涯学習課長に説明を指示。

片岡生涯学習課長

議案第7号 亶理町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明。

片岡生涯学習課長

町民体育館に関しては、佐藤記念体育館・吉田体育館・荒浜体育館が町民体育館管理規則となるが、B & G海洋センター施設は別に定めており、艇庫・プール・体育館施設がある。改正の中身については、亶理町民体育館管理規則の改正と同じく体育館施設の部分についてのみ改正するもの。

奥野教育長

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第7号を原案のとおり決定した。

議案第8号から議案第11号については、人事に関することなので秘密会として審議してよいか諮ったところ、各委員意義なく秘密会とすることに決定した。

議案第8号から議案第11号の審議が終了したので、秘密会を解く旨を告げた。

追加議案第1号 亶理町教育委員会情報公開施行規則の一部を改正する規則について上程。

議案の朗読を含め教育総務課長に説明を指示。

太田教育総務課長

追加議案第1号 亶理町教育委員会情報公開施行規則の一部を改正する規則について説明。

亶理町情報公開条例の改正により、第1条中「第33条」を「第24条」に改めるもの。

奥野教育長

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、追加議案第1号を原案のとおり決定した。

13 次回教育委員会の開催日程について

奥野教育長

今回は臨時会とし、令和5年4月28日（金）午後3時から開会する。

14 閉 会 午後3時57分

上記会議の次第を記録し、ここに署名する。

令和5年4月28日

署名委員

署名委員